

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十六号

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例（昭和三十四年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 建設委員会 (略) 土木建築局、上下水道部及び収用委員会 の所管に属する事項 五・六 (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 建設委員会 (略) 土木建築局、企業局及び収用委員会の所 管に属する事項 五・六 (略)</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。